

東京都板橋区小学生の朝の居場所事業実施要綱

(令和8年3月24日 教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、板橋区立小学校（以下「小学校」という。）において、昇降口開錠時間前に、あいキッズ室等を活用し、児童の安心・安全な居場所を提供することを目的とする、小学生の朝の居場所事業（以下「当事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 当事業の実施主体は、板橋区教育委員会とする。

(実施校)

第3条 当事業は、東京都板橋区あいキッズ条例施行規則別表第1に掲げる小学校において行う。

(業務の委託及び委託法人の選定)

第4条 教育委員会は、当事業の一部を適切な事業運営を行うことができると認めたと者に委託し、当事業を実施するものとする。

2 区は、当事業に係る業務の執行を、学校法人、社会福祉法人その他の公益法人及び児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又はこれに類する規則で定める事業を運営している法人（以下、「委託法人」という。）に委託することができる。なお、当事業は、あいキッズ事業及び不登校児等の居場所事業と一体的に同一法人へ委託する。

3 委託法人の選定は、東京都板橋区あいキッズ事業実施要綱（平成26年3月27日教育長決定）第4条に準じ、あいキッズ事業及び不登校児等の居場所事業と一体的に行うものとする。

(事業内容)

第5条 当事業は、昇降口開錠時間になるまで、第9条に規定する対象児童に対して朝の居場所を提供するものとする。

(1) 当事業の運営に関すること

(2) 施設、付属設備及び物品の保全に関すること

(3) 施設内の環境整備に関すること

2 前項の委託業務の執行に要する経費については、予算の範囲内において、あ

いキッズ事業及び不登校児等の居場所事業に関する委託料と併せて、委託法人へ支払うものとする。

(実施場所)

第6条 当事業の実施場所は、原則あいキッズ室とし、自主学习や読書など落ち着いて過ごす場所を提供するものとする。

2 学校との協議により、あいキッズ室以外の場所で実施が可能な場合は、十分な見守り体制及び児童の安全性が確保できる状態で実施するものとする。

(開始日及び実施日)

第7条 当事業の年度ごとによる開始日は、各年度の4月の学校始業日からとする。

2 当事業の実施日は、学校運営日または区の指定する日(始業式、終業式及び午前授業で給食のない日等)とする。学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定に基づき教育委員会が定める休業日(以下「学校休業日」という。)及び土曜日は実施しない。ただし、教育委員会は、当事業の運営上必要があると認めるときは、実施日を変更できるものとする。

(実施時間)

第8条 当事業の実施時間は、午前7時30分から各小学校の昇降口開錠時間までとする。ただし、教育委員会は、当事業の運営上必要があると認めるときは、実施時間を変更できるものとする。

(利用できる者)

第9条 当事業を利用できる者は、当事業実施校に在籍する児童のうち、当事業の利用登録を行った者とする。

(利用の手続き)

第10条 当事業を利用しようとする児童の保護者は、当事業の趣旨及び内容を理解し、及び次に掲げる事項に同意の上、小学生の朝の居場所利用登録申込書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の利用登録は、年度ごとに行うものとする。

3 本条第1項の利用登録をした者(以下、「利用者」という。)の保護者は、同項の登録内容に変更が生じたときは、小学生の朝の居場所利用登録変更届(別記第2号様式)その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(利用登録の取消し)

第11条 教育委員会は、が、第9条に規定する要件に該当しなくなったときは、利用登録を取り消すことができる。

(利用の停止)

第12条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時的に利用の停止をすることができる。

(1) 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条の規定による出席停止となったとき。

(2) 学校保健安全法第20条の規定による臨時休業措置の対象となった小学校又は学級の児童であるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の停止をするときは、小学生の朝の居場所事業利用停止通知書(別記第3号様式)により通知する。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、緊急に利用を停止する必要があると認めるときは、口頭により通知することができる。

(利用の制限)

第13条 教育委員会は、第11条から前条までの規定のほか、特に必要があると認めるときは、利用を制限することができる。特に必要があると認めるときは、次に各号に掲げるとおりとする。

(1) 利用者自身の危険認識がなく、危険行動を制止できないとき。

(2) 利用者が頻繁に他者に危害を加え、防止することができないとき。

(3) その他、当事業の運営上支障があると認められるとき。

2 前項に規定する制限とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育委員会が必要と認める期間の利用の中断

(2) 利用時の保護者又は保護者に代わる者の付き添い

(3) 利用できる場所の限定

(4) その他、教育委員会が認める制限

3 教育委員会は、第1項及び第2項の規定により利用を制限するときは、小学生の朝の居場所事業利用制限通知書(別記第4号様式)により通知する。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、緊急に利用を制限する必要があると認めるときは、口頭により通知することができる。

5 教育委員会は、利用の制限を解除するときは、小学生の朝の居場所事業利用制限解除通知書(別記第5号様式)により通知する。

(利用料)

第14条 当事業の利用料は、無料とする。

(職員配置)

第15条 当事業において児童の見守りを行う職員の最低配置基準は、次のとおりとする。

(1) 東京都板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年3月13日東京都板橋区条例第19号)(以下、「基準条例」という。)第10条第3項に規定される基準を満たす放課後児童支援員(以下、「支援員」という。)のうち、フルタイム雇用の常勤職員(主任という。)1名

ただし、当主任は、支援員をもってこれに代えることができ、区が指定する主任の勤務時間数を満たすことができる場合は、支援員が2名以上で交代して勤務することができる。

(2) 前号を補佐する者(プレイングパートナーという。)1名

教育委員会の方針や教育委員会が配付するマニュアルを全て理解し、日本語で日常のコミュニケーションを図ることができ、児童の見守りができる者とする。ただし、支援員をもってこれに代えることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、当事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

令和 年度 小学生の朝の居場所 利用登録申込書



東京都板橋区教育委員会 宛

あいキッズ室における
小学生の朝の居場所の利用登録をします。

利用学校名	小学校		
申込日	年	月	日

※太枠内を記入してください。

■児童情報					
フリガナ		生年月日	年	月	日
児童氏名		学年 (4月1日時点)	年	組	※組が不明な場合は 学年のみ
■緊急連絡先①					
フリガナ 保護者氏名		続柄		電話番号	()
住所	〒 板橋区				
■緊急連絡先②（保護者以外も可）					
フリガナ 氏名		続柄		電話番号	()
住所	〒 板橋区				
■小学生の朝の居場所の利用予定（目安）					
利用予定日 (曜日に○)	月	火	水	木	金
利用予定時刻	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分
■その他					
放課後対策事業「あいキッズ」の利用登録をしていますか。 ※あいキッズ未登録でも、朝の居場所は利用できます。	はい		いいえ		
その他、特記事項があればご記入ください。					

次の事項についてご同意の上、申込をお願いします（□にチェックをつけてください）。

□小学生の朝の居場所は、「朝早い時間帯に家を出る児童を対象に、安全な居場所を提供する」ものであり、放課後対策事業「あいキッズ」と同等の管理運営（補食提供、プログラムの実施、特定の児童に対する職員の配置など）を行うものではないです。朝の居場所職員は、児童に必要なに応じて声掛け等をし、見守ります。本事業の主旨・体制等を踏まえ、利用のご判断をいただくようお願いします。

□利用可能時間は、7時30分から学校の昇降口開錠時間（学校により異なる）までです。※なお、職員2名体制のため、電話対応ができない可能性があります。

□朝食は、ご自宅で済ませたうえで、登室するようお願いします。

□スクールゾーンの開始時刻（午前7時30分）より前の時間帯は、学童養護員等の配置がない場合がありますので、児童の安全に配慮したうえで利用いただくようお願いします。なお、保護者の送迎の有無は問いません。

□緊急時は、緊急連絡先へご連絡することがありますので、ご対応をお願いします。

□小学生の朝の居場所の利用中に発生した児童のけが等については、あいキッズ傷害保険の適用となる場合があります（保険加入について保護者の費用負担はありません）。

□登校班がある場合は、学校欠席時などと同様に、保護者の方から登校班へご連絡をお願いします。

□登録申込の児童の情報は、在籍校と共有をさせていただきます。

□児童の体調がすぐれない場合は、ご利用をお控え願います。

お問合せ & 申込書の提出は、在籍校のあいキッズ までお願いします。
(学校での取組ではありませんのでお間違のないようお願いします。)

あいキッズ 確認欄	①入力	②確認

小学生の朝の居場所 登録事項変更届

東京都板橋区教育委員会 宛

下記のとおり変更したので届けます。

変更年月日	年	月	日	学年	年
フリガナ			学校名	小学校	
児童氏名					
変更事項	<input type="checkbox"/> 児童氏名 <input type="checkbox"/> 児童在籍校 <input type="checkbox"/> 緊急連絡先①（氏名、住所、続柄、電話番号） <input type="checkbox"/> 緊急連絡先②（氏名、住所、続柄、電話番号）				
新 （変更後）					
旧 （変更前）					

※あいキッズ記入欄

登録No.	確認者①	確認者②

第3号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

小学生の朝の居場所事業利用停止通知書

利用者 様
保護者 様

東京都板橋区教育委員会 印

年 月 日付で下記の理由により小学生の朝の居場所事業の利用を停止したので通知します。

記

利用者氏名	(年 月 日生)
住所	
学校名	
停止決定年月日	年 月 日
停止の理由	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

小学生の朝の居場所事業利用制限通知書

利用者 様
保護者 様

東京都板橋区教育委員会 印

年 月 日付で下記の理由により小学生の朝の居場所事業の利用を制限するので通知します。

記

利用者氏名	(年 月 日生)
住所	
学校名	
制限決定年月日	年 月 日
制限の理由と内容	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分をあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

小学生の朝の居場所事業利用制限解除通知書

利用者 様
保護者 様

東京都板橋区教育委員会 印

年 月 日付で、下記の理由により小学生の朝の居場所事業の利用の制限を解除するので通知します。

記

利用者氏名	(年 月 日生)
住所	
学校名	
制限解除決定年月日	年 月 日
制限解除の理由と内容	

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。